

精神疾患患者・遺伝性疾患患者に対するナチスの 「安楽死」作戦とミュンスタール司教フォン・ガールン

泉 彪之助

日本医史学雑誌第四十九巻第二号 平成十四年 十月十五日受付
平成十五年 六月二十日発行 平成十四年十一月十六日受理

〔要旨〕 いわゆる「安楽死」作戦において、ナチスは、精神疾患患者・遺伝性疾患患者を集团的に殺害した。ドイツの精神疾患患者は、六か所の施設に送られ、そのガス室で生命を奪われた。ミュンスタール司教フォン・ガールンは、一九四一年八月三日、ミュンスタールのランベルティ教会で行った説教で、この残酷な行為を強く公然と非難した。フォン・ガールン司教は、十戒第五戒「殺してはならない」を引用し、「非生産的」という理由で、無辜の人を殺害することは罪であるとのべた。この勇敢な説教の影響で、ヒトラーは施設の閉鎖を命じなければならなくなった。作戦それ自体は、こっそりと続けられた。

キーワード——精神疾患、遺伝性疾患、安楽死、ナチス、フォン・ガールン司教

ナチスは、精神疾患患者・遺伝性疾患患者を「生きるに値しない命」、「民族の浄化」という名目をつけて集团的に殺害した。いわゆるナチスの「安楽死」作戦（以下「安楽死」作戦）である。この暴挙に対し、強く抵抗したのがドイツのキリスト教聖職者であり、もっとも影響が大きかったのはミュンスタール司教フォン・ガールン伯爵（一八七八—一九四六）

が行った公開説教（注1）であった。

一方、ナチスに対するドイツのキリスト教聖職者の抵抗を意味するドイツ教会闘争（Kirchenkampf）という言葉がある。これに広義、狭義の二つの解釈があり、広義にはキリスト教聖職者の抵抗全体を示すが、狭義には福音主義領邦教会（プロテスタント）の抵抗を意味し、わが国では多くの文献がこの意味で書かれている。⁽³⁾⁽⁷⁾と関係が深いカトリック教会側の抵抗について、研究が少なかった。

著者（泉）は、「安楽死」作戦の基礎にある「生きるに値しない命」という考え方が医学倫理上の重要な問題であるという観点から、「安楽死」作戦を批判したフォン・ガーレン司教の公開説教について詳しく知りたいと考えた。そのため著者は、二〇〇一年八月にミュンスターを、二〇〇二年八月に、司教が学生時代を過ごしたオーストリアのフェルトキルヒとインスブルックを訪れ、フォン・ガーレン司教とその公開説教について調査を行ったので、その結果を報告したい。

文中、聖書の文言は新共同訳によった。⁽⁸⁾

一、ナチスの「安楽死」作戦

ナチスの「安楽死」作戦について、松下正明が翻訳したエルンスト・クレーの基本文献（以下クレー訳書）⁽⁹⁾⁽¹¹⁾を初めとして、何冊もの文献がわが国で公開されているので、詳細はそれにゆずり、概略をのべる。フォン・ガーレン司教の公開説教では、ドイツの精神疾患患者に対する「安楽死」作戦が批判されているので、この論文ではそれに重点を置いて記述する。

「生きるに値しない命」という考え方はナチスの独創ではなく、すでに一九世紀に起こっていた。⁽³⁾⁽⁹⁾⁽¹²⁾⁽¹⁶⁾すなわちダーウインの進化論が人間社会にまで敷衍され、いわゆる社会ダーウイニズムが生じ、適者生存ということから劣った人間が淘汰

されるべき存在という考え方が生まれた。また第一次大戦終了後の困難な経済状況は、精神疾患患者を収容する施設に大きな負担を課し、この考えに拍車をかけた¹⁹⁾。生存に必要な基本的出費が、健常者に対して精神疾患患者や身体障害者などでは高額であるというような議論がなされた²⁰⁾。とくに「生きるに値しない命」という考えを生んだのは、ピンディングとホツへ共著の著作であつた²⁰⁾。

一方ナチスは、人種や民族に信仰に近い権威を持たせ、アーリア人という概念を絶対視した³⁾。人種の純粋性を保つためには、遺伝性疾患を持つものを除去すべきであるとし、そのためナチスは、「安楽死」作戦に先立って強制的断種を行つた³⁾。思想的にはこの両者は連続しているが、断種を行つた国はドイツだけでなく、いわゆる優生学の立場から日本、アメリカを含む多くの国で行われた。この断種と「安楽死」作戦とは、区別して検討すべきであろう。佐野誠は、「安楽死」作戦の基本には優生学的根拠は希薄であり、むしろ経済的効率が目的であるとする²⁰⁾。さらにナチスは、障害を持つ子供への殺害にまでおよんだ⁹⁾。

「安楽死」作戦は、ナチスが政権を取つた一九三三年一月以後、ひそかにはじめられた。このときはまだ個別的な行動であつたが、一九三九年、ヒトラーがメモの形で指令を出し、それによって組織的に行われるようになった⁹⁾。対象となつたのは、精神疾患患者・遺伝性疾患患者が主だが、その他の患者も含まれた。ひとつはこの年、ポーランド侵攻によって第二次世界大戦が始まつたことにも関係しよう。一方で、この時、断種は中止された。

ポーランドの精神疾患患者は、進化した親衛隊員の特別部隊によつて射殺され、一部は排気ガスを利用した「ガス自動車」によつて殺害された⁹⁾。ドイツ人精神疾患患者にはグラーフエネックなど計六箇所の集団殺害施設が設置され、そこへ移送されて一酸化炭素を用いたガス室などによつて殺害された⁹⁾。グラーフエネックは後に閉鎖され、ハダマールへ移されている。「安楽死」作戦は、本部がベルリンのティーアガルテン街四番地に置かれたところからT4作戦とも呼ばれる。「安楽死」作戦における集団殺害の技術と人員の一部は、後にホロコーストに転用されたが、「安楽死」作戦とホ

ロコーストとは区別すべきである。

小児の遺伝性疾患患者の場合は、個々の施設で薬物注射などの方法で殺害された。⁽⁹⁾

ホロコーストが主としてユダヤ人コミュニティに関連したのに対し、「安楽死」作戦は一般のドイツ人患者を対象にしたため、その問題は比較的早くから知られていた。ゲーリングの親戚が「安楽死」作戦の対象になったともいう。⁽⁹⁾⁽¹²⁾

そのため、各方面から批判や抵抗が起こり、フォン・ガーレン司教の公開説教も行われた。この説教の影響で、ヒトラーは「安楽死」作戦中止命令を出し、集団殺害施設は閉鎖された。しかし作戦自体は中止されることなく、各治療・介護施設などで秘密裏に続けられた。⁽⁹⁾⁽¹²⁾ 集団殺害施設も一部は廃止されず、作業を続けたという。⁽⁹⁾ 後期には、患者に食物を少ししか与えない餓死の方法もとられた。⁽⁹⁾⁽¹²⁾ フォン・ガーレン司教の公開説教まで、殺害された精神疾患患者七万人、それ以後を含めて全犠牲者数十五万人あるいは二十万人といわれる。⁽³⁾⁽⁹⁾ 「安楽死」作戦の対象となった小児は、五千人という数が挙げられている。⁽³⁾

二、「安楽死」作戦とキリスト教会

「安楽死」作戦に対する医師たちの関与について、クレイが詳細に記載しており、また松下正明がクレイ訳書の「あとがき」で論じているので、⁽¹⁾ここでは省略する。ただ著者(泉)は、ベンノ・ミュラー・ヒルの「安楽死」作戦への関与が自由参加であったとし、「安楽死」作戦の責任は医療関係者すべてにあるという見解、また「安楽死」作戦の原因が精神医学そのものの中にあるという見解には同意しない。⁽¹³⁾ 「安楽死」作戦への関与が自由参加であったとするのは、「安楽死」作戦諸資料の文面の偽装に欺かれていると著者は考える。

フォン・ガーレン司教の公開説教の意義を考える前提として、ナチスとドイツのキリスト教会との関係と、「安楽死」作戦に対するキリスト教会の立場についてのべる。

ドイツのキリスト教会は、福音主義領邦教会（プロテスタント）、カトリック教会、自由教会に分かれる。自由教会は、国家から公認されず、財政的援助も受けない教会で、ホロコーストで多くの犠牲者を出した「エホバの証人」⁽³⁾はこれに属する。

ナチスのキリスト教に対する態度は、理念的には新異教主義と呼ばれる。ナチズムそれ自身が一種の擬似宗教としての性格を持ち、ユダヤ人排斥から旧約聖書を否定し、人種や民族に特別な価値を与えて、それを教義の重要な要素とした。⁽³⁾⁽²⁾福音主義領邦教会は、ルター派や改革派などの教派に分かれており、また個々人の信仰を重視する教義から個々の教会の独立性が強く、ナチスに対して教派教会が一体となって抵抗する立場にはなかった。宗教改革によって確立されたその教義は、信仰の近代化という点で大きな進歩であったが、ナチスのような全体主義体制に対して抵抗するには不利であった。

ナチスは、福音主義領邦教会に対して、「ドイツ的キリスト者 (Deutsche Christen)」を組織し、その成員に教会を支配させようとした。⁽³⁾⁽⁷⁾福音主義領邦教会の人たちは、こうした方針に反発し、牧師緊急同盟を結成し、後に告白教会を組織して対抗したが、その内部で理想主義的路線（破壊された教会）と現実主義的路線（無傷の教会）に分かれた。⁽³⁾⁽⁷⁾もともと強硬であったのが古プロイセン合同教会に所属するグループで、その指導者の一人が神学者ディートリッヒ・ボンヘッファーである。このグループは一九三九年以降組織的活動ができなくなり、ディートリッヒは、後にヒトラー暗殺計画への関与によって、フロッセンビュルク強制収容所で処刑された。⁽²⁾

一方では福音主義領邦教会は、ルターの二王国論（宗教と政治とを分離する考え方）⁽³⁾に立ったため、ときには現実の問題に目を背けることになり、反ナチの理論を貫徹することが出来なかった（注2）。「安楽死」作戦に対しても、教派教会全体が統一した方針を持つのではなく、個々の牧師、個々の施設における反対運動となった。これらの反対運動の意義は決して小さくなく、「安楽死」作戦批判の基礎となったのは、牧師や施設責任者の倫理的勇気である。

「安楽死」作戦反対の聖職者の最初の行動として知られるのは、一九四〇年七月十六日、福音主義教会の内国伝道中央委員会副議長パウエル・ゲルハルト・ブラウネの、「安楽死」作戦中止を求めるヒトラー宛ての建白書であった。⁽³⁾⁽⁹⁾これに引き続き、カトリック教会からは八月一日にグレーバー大司教(フライブルク)とコットマン主任司祭(ロッテンブルク)が、八月十一日にフルダ司教会議議長ベルトラム枢機卿(ブレスラウ大司教)と同様の「安楽死」作戦中止を求める書簡を当局に送っている。⁽³⁾⁽⁹⁾福音主義教会関係団体の「安楽死」作戦に対する抵抗では、福祉施設ペーテルの指導者ボーデルシュウイングが収容者の犠牲を少なくしようと闘ったのが有名である。⁽³⁾

ナチスの支配期、ローマ教皇はピウス十一世(在位一九二一—一九三九)とピウス十二世(在位一九三九—一九五八)であつた。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

ナチスが政権につく以前、ドイツ・カトリック教会は、カトリック教徒にナチ党入党を禁止するなど、はっきりとした反ナチの姿勢をもっていた。⁽²⁵⁾一九三三年一月にナチスが政権を得た当時、政権の基盤を強めるため、ナチスはカトリック教会に対して妥協的な姿勢を示し、これを受けて教会もナチス政権を支持した。⁽²⁵⁾⁽²⁹⁾外交面でも、ナチスはローマ教皇庁に対して甘言を弄し、一九三三年七月一四日、ローマ教皇庁はナチスとの間に政教協約を締結した。教皇庁がナチスを受け入れた原因の一つは、教皇ピウス十一世が共産主義に強い警戒感を持つていたことにある。⁽³⁰⁾しかしナチスは本来反カトリック的で、政教協約に盛り込まれた内容は実施されず、ナチスはカトリック教会を弾圧の対象とした。これに対し、教皇ピウス十一世がナチスを強く批判したのが、後にのべる回勅「燃える憂慮をもつて」⁽²⁶⁾⁽²⁸⁾である。ナチスは、後には修道院を接収したり、聖職者を追放したりする、いわゆる修道院襲撃(Klostersturm)を行つた。⁽³¹⁾

先のグレーバー大司教、コットマン主任司祭、ベルトラム枢機卿の抗議に引き続き、一九四〇年八月二十日、ドイツ司教会議は「安楽死」作戦を議題とし、これを「罪あるもの」とした。⁽⁹⁾

ピウス十一世の後を継いだ教皇ピウス十二世は、ナチスに対して妥協の方針を示したとして後世批判されるが、ナチスの「安楽死」作戦に対して、はっきりとした反対意見を持っていた。⁽³⁰⁾一九四〇年十二月一日の裁定でナチスの「安楽死」作戦を明白に否定し、これが十二月二日に公表された⁽³¹⁾(注3)。

この裁定の内容は次の通りである。

問。「死に値する犯罪は犯していないが、精神的または身体的欠陥のゆえに、国家にとって有用でありえず、国家の生命力や国力にとって負担となるものを国家権力の命令によって直接目指して殺すことは許されるか?」。答。「否。なぜならそれは自然道徳律に反し、また、神の掟にも反するからである」。⁽³⁰⁾

そうした中で、フォン・ガーレン司教の公開説教が行われたのである。この裁定と公開説教とを比較すると、基本的な理念は同じであることがわかる。

なお、フォン・ガーレン司教の説教によると、一九四一年六月二六日にドイツ司教団は、間接的ながら「安楽死」作戦を批判する共同教書を発表し、七月六日にこの教書を朗読する際、フォン・ガーレン司教は「安楽死」作戦を明白に批判した説明を追加したという。⁽¹⁾

教皇ピウス十二世の「安楽死」作戦批判の姿勢も、一貫していた。フォン・ガーレン司教の公開説教が行われた二年後、一九四三年六月二九日、回勅「ミステイチ・コルポリス (Mystici corporis) (注4)」において、また一九四四年十一月一二日に行われた「聖ルカ医学者・生物学者連盟イタリア支部会員への公式談話」においても、ピウス十二世は「安楽死」作戦を強く否定している。⁽³⁰⁾

ミステイチ・コルポリスの文は、たとえば次のようである。

「誠に悲憤に耐えないことには、身体に重い障害のあるもの、精神病、遺伝性疾病に苦しんでいる者などが、あたかも社会にとって無用の重荷であるかのように生命を奪われるのを往々見るのである。(中略)だが、健全な理性の持ち主で、

一体誰が、このような行為が万人の心に刻まれた自然道徳律や、神定の道徳律を破っているだけでなく、文明人の感覚にとり全く受容し難いものであることを認めないであろうか³⁰⁾。

「公式談話」には、次のような言葉がある。

「全体主義の立場から、公共善の為と称して、社会に負担となる個人を抹殺していく事は倫理的に認められない」³⁰⁾。

一九四三年九月、ドイツ司教団は、「安楽死」作戦を含むナチスの非道な行為を禁止する次のような声明を可決した。これには六月の教皇回勅の影響もあろう。

「いかなる地上的権力も、無辜の人の生命を非道に傷つけ、奪うことは許されない。…罪のない、また防御するすべのない精神遅滞者、精神疾患患者、不治の重病人、致死的な傷を受けた人、遺伝性疾患の負荷を有する人、生きる力のない新生児、罪のない人質、武装解除された戦争捕虜、受刑者、異なつた民族と出自の人、の殺害は、たとえ共同体の利益という見かけ上の口実があつても、それ自身悪である（泉訳）」³¹⁾。

これらの点は、ローマ教皇庁とカトリック教会が、「安楽死」作戦否定の面で、はっきりした方針を持っており、フォン・ガーレン司教の公開説教がカトリック教会それ自身から支持されていたことを示している（注5）。

三、フォン・ガーレン枢機卿の経歴⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

ミュンスター司教(後に枢機卿)クレメンス・アウグスト・フォン・ガーレン伯爵(Bischof von Münster Clemens August Graf von Galen, Kardinal von Galen) (写真1) (注6)は、一八七八年三月一六日、ミュンスターの北のヴェヒタ(Vechta)に近い、ミュンスター司教区の中にあるが当時オルデンブルク邦(大公国)に属していたディンクラゲ(Dinklage)城(注7)で生まれた。父はフェルディナント・ヘリベルト・フォン・ガーレン伯爵(Ferdinand Heribert Graf von Galen)母は伯爵夫人エリザベート(Elisabeth, geb. Reichsgräfin von Spee)の十三人兄弟の十一番目の子であった。フォ

にミュンスターへ帰り、ランベルティ教会聖堂区司祭に任命され、一九三三年一〇月ミュンスター司教に叙階された。就任に際してフォン・ガーレン司教が選んだ生涯の信条は、“Nec laudibus, nec timore” (称賛を求めず、恐怖にたじろ



写真 2 ベルリン時代のフォン・ガーレン枢機卿 (Stella Matutina の好意による)

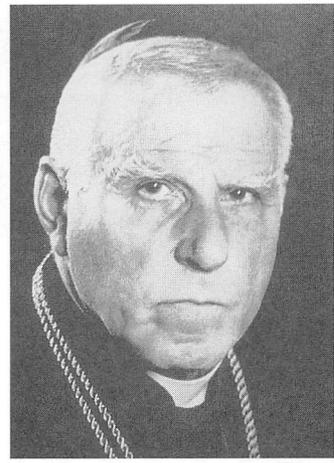


写真 1 フォン・ガーレン枢機卿 (公開説教パンフレット)

ン・ガーレン伯爵家は、かつてミュンスターを支配した一族の後裔 (注 8) であり、母も前述のようにシユペー伯爵家の出である (注 9)。枢機卿自身の言葉によれば、フォン・ガーレン家は、ウエストファーレンに七百年以上住んでいた。父フェルディナント・ヘリベルト・フォン・ガーレン伯爵は、一八七四年にカトリック系政党中央党に所属する国会議員に選出され、一八七七年にガーレン法案として知られる労働者保護法を提出した。⁽³³⁾

クレメンス・アウグストは、オーストリアのフェルトキルヒ (Feldkirch) でイエズス会が経営する高等学校と初等神学校を兼ねた施設 Stella Matutina (注 10) で学んだ後、故郷のフェヒタで大学入学資格を得た⁽¹⁾ (注 11)。スイスのフリブールで哲学を学ぶ間に聖職者への志を立て、オーストリアのインスブルックとミュンスター (注 12) で神学を学んだ⁽¹⁾。一九〇四年に司祭に叙品され、ミュンスターの聖パウルス大聖堂 (Dom、ミュンスター司教区の司教座聖堂) の下級助任司祭として聖職者の生活を開始した⁽¹⁾。一九〇六年、ベルリンの聖マティアス教会の助任司祭に任命され、それを初めとして二十三年間ベルリンで勤務した (写真 2)⁽¹⁾。一九二九年



写真 3 フォン・ガーレン枢機卿墓所

がず)であった。

フォン・ガーレン司教は、剛直な性格でミュンスタールのライオンとあだなされ、やや保守的な傾向をもっていたが、司教就任当初からナチスと常に一定の距離を置いていた(注13)。一九三四年、「ミュンスター司教区報」に、ナチ党指導者アルフレート・ローゼンベルクの、カトリック教会とキリスト教を攻撃する内容を含む『二十世紀の神話』を批判する文書を発表した(注14)。(29)(31)一九三七年、フォン・ガーレン司教はローマに招かれ、回勅「燃える憂慮をもって」(Mit brennender Sorge)作成に参画した。(26)(28)(31)回勅「燃える憂慮をもって」は教皇ピウス十一世がナチスを強く批判した回勅で、ドイツ語で書かれている(注15)。

一九四一年、フォン・ガーレン司教は、ナチスの行為を批判する三回の公開説教を行った。この公開説教については、後述する。

第二次大戦末期、フォン・ガーレン司教は空襲で司教館を焼かれ、住居を転々とした(注16)。(31)

戦後、一九四六年二月にローマで枢機卿に任命され(注17)、三月ミュンスタールに帰郷して盛大な歓迎を受けた。しかしまもなく急病にかかり、緊急手術を受けたが効なく、三月二日に死去した。枢機卿の遺体は、フォン・ガーレン家の墓所の一つである、聖パウルス大聖堂の中の聖ルトガー礼拝堂(die Kapelle des hl. Ludgerus)に葬られた(注18)。(31)現在、墓は、聖パウルス大聖堂内に墓域礼拝堂(Grabenkapelle)(写真3)としてある。

一九八七年、ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世は、フォン・ガーレン枢機卿の墓を訪れ、墓前で祈った(写真4)。

としてもつとも信頼できると思われるので、これを基礎として論じて行きたい。

三回の公開説教が行われた日時と場所は、次の通りである(注19)。

第一回 一九四一年七月一三日 ランベルティ教会

第二回 同年七月二〇日 聖母教会

第三回 同年八月三日 ランベルティ教会

公開説教以前から、カトリック教会とナチスの間にはげしい対立があり、先のローゼンベルクへの反論が示すように、フォン・ガーレン司教はナチスに反対していた。しかし公開説教で堂々と批判したのは、一九四一年七月初めの連合国



写真4 フォン・ガーレン枢機卿の墓前で祈る
ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世(文献
31より引用)

四、公開説教のテキスト・邦訳・ 内容・反響

聖パウルス大聖堂は、三回の公開説教全文にフォン・ガーレン枢機卿の略歴を加えて掲載したパンフレット(以下公開説教パンフレット)¹⁾(写真1)を無料で配布している。このパンフレットは、ドイツ語版以外に、英語、フランス語、イタリア語、オランダ語でも発行されている。他にも、説教原文を掲載しているドイツ語文献があるが、いずれも一部が省略されている。

このパンフレットは、公開説教本文のテキスト



写真 5 ランベルティ教会

軍によるミュンスター空襲³²がひとつのきっかけになったのではないかと思われる。フォン・ガーレン司教の公開説教が行われた動機としていくつもの理由が提唱されているが、恐らく多くの要因が重なって、司教自身が決断したのであろう³¹。

ミュンスター司教座のある聖パウルス大聖堂と、これらの説教が行われたランベルティ教会(写真5)、聖母教会(別名 Überwasserkirche)は、ミュンスターの中心部にあり、それぞれ歩いて数分間の近くにある。ランベルティ教会は正式名称を Stadt- und Markkirche St. Lambertus

Münsterの中心プリンツィパルマルクト (Prinzipsmarkt) にある堂々たる大教会で、ウエストファーレン条約締結と三十年戦争終結を記念して建てられた市庁舎からすぐ近い。

第一回、第二回の公開説教は、修道院の接収、修道士・修道女の追放、国民が正当の法的手続きなしに逮捕・拘禁されることへの批判など、「安楽死」作戦には直接かわからない内容で、詳細は省略する。ただこの中では、批判の対象としてはつきりとゲシュタポの名を挙げており、その勇氣に驚かされる。

第三回の公開説教(以下第三回説教)が「安楽死」作戦批判であり、また三回の公開説教のうちでもっとも先鋭な説教とされる³³。

部分訳を除き、著者が入手した第三回説教の邦訳には、訳者名で示すと齋藤訳と長瀬訳があるが、長瀬訳はクレイ資

料集を底本としており、クレイ資料集は説教の後の部分が省略されているので十分なものではない。

齋藤訳を公開説教パンフレットと比較すると、最初の部分の、パンフレットにして五一(空白行を除く)と、中央部の、パンフレットにして一〇六行(訳に(略)と明記)が省略されている。また邦訳の最後の部分五行はパンフレットにない。その他パンフレットにある語句が邦訳になかったり、また数は少ないが、ある語句が邦訳にあつてパンフレットにない場合がある。しかし一部を除き、省略された部分は「安楽死」作戦との関係はややうすいので、公開説教の精神を理解するためには、齋藤訳が有用であろう。語学的にも正確な、よく練られた翻訳である。ただしフォン・ガーレン司教の思想全体を知るためには、全文を読むのが望ましい。現在までのところ、この説教全文邦訳を掲載した文献がまだないので、著者の訳した第三回説教全文を追加として掲載した。

この第三回説教の内容は、次の通りである。

齋藤訳にない最初の部分は、ゲシュタポの修道院・女子修道院の占拠、修道士・修道女の追放、修道士・修道女への中傷に対する抗議と対抗措置である。

次いで当日の聖句である新約聖書ルカ伝一九章四十一節―四十七節「エルサレムに近づき、都が見えたとき、イエスはその都のために泣いた…」を朗読したという箇所も、齋藤訳にはない。

この後の説教本文は連続した構成で、次の要素からなっている。

(一) 当日の聖句に関連し、イエスが予見し、神の正義が定めた裁きを、避けることができると警告したのに、エルサレムの住民が耳を傾けず、イエスが泣いたという事実から、信者の不作為の責任を論ずる部分。ここでは、ルカ伝十三章三十四節も引用している。後の方では(この部分も齋藤訳で省略されている)、この不作為が、現代のドイツ国民やミュンスタール司教区民にもあてはまると論じて、間接的にナチスを批判している。

(二) 「安楽死」作戦を批判する根拠の一つとして、「殺してはならない」という十戒第五戒を挙げたことから、十戒の

文言の説明とその意義。

(斎藤訳で(略)とされているのは、主にこの部分である)

(三)「安楽死」作戦に関する情報と、その批判

この(三)について詳しくのべる。以下の文中では、原文そのままではなく、概要を記載する。

まず、七月六日に伝達された、ドイツ司教団共同教書の内容「大きな困難のもとでは守らなくてもよい掟もあるが、たとえ命を失っても守らなければならない良心の義務がある。どのような状況にあっても、戦争と正当防衛の場合以外は、決して無辜の人を殺してはならない」を説明し、「これに次の説明を付け加えた」と述べた(注20)。

この追加説明の内容は「安楽死」作戦の情報で、「精神疾患患者の治療介護施設から、ベルリンからの指令で不治の患者が強制的に移送され、家族はまもなく患者が死亡したという通知を受け取る。これは「生きるに値しない生命」を殺害してもよいという恐ろしい教説に従っているのだ」。

説教はさらに「安楽死」作戦についての説明を続ける。「確実な情報だが、ウエストファーレン州の治療介護施設からも移送される患者のリストが出来ており、今週中に移送が始まったという」。

「ドイツ刑法によれば、人を意図的に殺害したものは、死刑をもって罰せられるとなっている。殺人者にこの法律が適応されるのを避けるために、患者さんたちは遠く離れた施設へ移送される。移送された患者さんたちは、殺害され、すぐ火葬されて、でっち上げの病名で死去したことにされる。すぐ焼かれてしまうので、死因を確かめようがない」。

「ドイツ刑法によれば、意図的な殺害を知って通報しなかったものは、罰せられる。それゆえ私は七月二八日に国家機関に次のことを通報した」。

『私が得た情報では、ミュンスターのマリエントール公立精神病院から多数の患者が、今週中に移送され、まもなく殺害されると聞いている。これは神の掟にも人倫にも反することであり、ドイツ刑法によっても処罰されるべきことであ

る。それゆえ、このことを通知し、これらの患者を移送と殺害から保護することを要請する』。

「私は、すでに七月二六日に、このことを州当局に対して強く抗議していたが、役に立たなかった。最初の移送がすぐに行われていた。ワルシュタイン病院からは八百人が移送されたという」。

「これらの患者さんたちは、死に値するような罪を犯したわけでもなく、職員に暴力で襲いかかったわけでもない。ただ『生きるに値しない命』、『非生産的国民』、こわれた機械、不具になった馬、乳を出さなくなった牛のようなものだと判定されたからである」。

「家畜や機械ならば、役に立たなくなったら処分するということも許されるが、人間には許されない。人間は、有用な間だけ、生きる権利があるというのか。もし『非生産的人間』は殺していいというなら、高齢になったもの、労働事故や戦傷による廃疾者などはどうするのか」。

「もし精神疾患患者を初めとして、『非生産的人間』を殺害する権利があると認めるなら、それはすべての『非生産的人間』を自由に殺害できることになる。そうになると、誰もが安全ではなくなる。なにかの委員会が『非生産的人間』と判定し、そうすれば『生きるに値しない命』となってしまう、なにも私たちを殺害から守ってくれないからだ」。

「これは十戒第五戒『殺してはならない』に反している(注21)」。

それからガールレン司教は、マリエンタール病院で起こった一つの例を挙げる。

続いて『殺してはならない』という掟は、神は、シナイ山で私たちに啓示されるずっと前から、人間の良心に書きこまれた」。

これから十戒の解説に入ると共に、先のルカ伝十三章三十四節の句が繰り返し意義を論じられる。

斎藤訳で中央の省略された部分は、前にのべたように十戒の説明と信者の不作為についての議論だが、フォン・ガールレン司教の「安楽死」作戦批判の根底にあるものを示す箇所がある。その部を訳文で示す。この部は、回勅「燃える憂

慮をもつて」にも通じ、また『二十世紀の神話』批判にも通ずる内容である。

「そして十戒第一戒は、『あなたには、わたしをおいてほかに神があつてはならない』である。唯一に真の、永遠の神の代りに、人はほしいままに偶像を作りだし、それをあがめる。自然とか、国家とか、民族とか、人種とか（泉訳）」。

十戒の各戒の解説と信者の不作為の議論が行われた後で（ここで再び斎藤訳が始まる）、現実の状況を示し、信者としてそれに対処することが要求される。最後は、神への祈りの文言である（注22）。

これらの公開説教は、嵐のような反響を巻き起こした。説教は、息を詰めて聞き入る信者たちの、賛同の拍手によつてたびたび中断された⁽³¹⁾。説教の内容は孔版に起こされ、秘密裏にドイツ全土と、国境を越えて外国へも配布された。ミュンヘン大学生の反ナチ組織「ミュンヘンの白いバラ」が、この複写を見たことも知られている。このグループの主要メンバーで、後に反ナチの理由で処刑されたハンス・シヨルは、公開説教抜粋のパンフレットを見て、「とうとうものを言う勇氣のある人が出た」と感想を漏らしている。後にフォン・ガーレン枢機卿の墓を訪れる教皇ヨハネ・パウロ二世は、ドイツ占領下のポーランドで、地下の神学校に学ぶ神学生だったが⁽³²⁾、説教内容を秘密に配布したという。カトリック関係者だけでなく、福音教会の牧師も配布に参加した。連合国軍は、その内容をピラとして空中から散布した。聖職者たちも、フォン・ガーレン司教の説教に勇氣づけられ、「安楽死」作戦批判の声をあげた。その中には、逮捕され、判決を受けて、グッハウ強制収容所への途上で死去した、ベルリンの司教座聖堂参事会主席（Omnipros）ベルンハルト・リヒテンベルク（聖ヘドウィツヒ教会）も含まれる（注23）⁽³⁴⁾。

公開説教に激怒したナチ党や政府の一部は、フォン・ガーレン司教を直ちに処刑せよと主張したが、宣伝相ゲッベルスはミュンスター司教区民とウエストファーレン州民への影響を考へて慎重論に傾き、ヒトラーもこれに賛成して具体的な処置を取らず、司教の処分は戦争終結後に決定するとした（注24）。しかしフォン・ガーレン司教の代りに、ミュンスター司教区の下級聖職者、司教区民の多くが迫害にあい、逮捕、拘禁、追放、処刑などの処置を受けた⁽³¹⁾（注25）。一方、

ミュンスター司教区内では、「安楽死」作戦の被害者は比較的少なかったとも言われる。⁽³¹⁾

五、フォン・ガーレン司教の公開説教の意義

フォン・ガーレン司教の公開説教は、ヒトラーに「安楽死」作戦中止命令を出させたほどの影響を示したのにもかかわらず、わが国では、その価値が十分に評価されていない。たとえばドイツではフォン・ガーレン枢機卿の伝記が何冊も出版されているのに、著者の知る限り、わが国では略歴を記載した文献さえもない。その理由は、次のようなことが考えられる。

第一は、わが国におけるフォン・ガーレン司教の公開説教の記載が、しばしばドイツ抵抗運動 (deutscher Widerstand) 良心的なドイツ人の、ナチスに対する反対運動) の観点からなされているため、行為に対する批判はあるが、体制それ自身に対する批判を含まない、公開説教の内容が評価されないことである (注26)。この点については、改めて論ずる。

第二の問題は、ミュンスター司教という地位の重要性が理解されていないことである。確かに、ミュンスターのあるウエストファーレン州は、ウエストファーレン条約が締結されたこと以外、ドイツ史上注目されることは少ない。ミュンスターという都市の、国外における知名度も高くないであろう。しかしミュンスター司教は、それらの条件から考えられるよりはるかに重要な地位である。

ドイツのカトリック信者は、プロテスタント信者の約半数だが、分布が偏っていて地域差が大きい。⁽³²⁾ ウエストファーレン州では、後で示すようにカトリック系住民がプロテスタント系住民とほぼ同数である。ミュンスターも。都市名の原意「修道院」が示すように、司教都市としての歴史を持っており、⁽³³⁾ ミュンスター司教区ではカトリック系住民の方が多い。

やや古い統計だが、一九二五年、ミュンスター司教区のカトリック系住民人口は一七五万人、非カトリック系住民は

一〇一万人という数値が挙げられている。カトリック系住民の数でいうと、ケルン大司教区(三三六万人)、ブレスラウ司教区(後に大司教区)(二四三万人)に次ぐ、ドイツで三番目に大きい司教区である。ウエストファーレン州全体を見ても、カトリック系住民数二二九万人、非カトリック系住民数二四一万人で、ミュンスター司教区がウエストファーレン州の重要な部分を占めることがわかるであろう。国外における知名度は低くても、ミュンスターはドイツのカトリック信者にとって重要な都市である。

カトリック系人口一七五万人という数は、著者の住む石川県の総人口の約一・五倍にあたる。公開説教の影響の及ぶ範囲がカトリック系住民にとどまらないことを考えると、人口三百万人近い地域の宗教指導者が公開の席でナチスの行為を批判したことになる。ゲッベルスが、もしフォン・ガーレン司教を処刑したら、ミュンスター司教区民、ウエストファーレン州民の政府への協力を完全に失うことになることになると危惧したのは当然であろう。

先きのべたように、フォン・ガーレン枢機卿が保守的な思想の持ち主であることが強調され、公開説教の意義を低く見ようとするものがある。確かに説教の中に、政府それ自身や戦争を否定する文言は見られない。人を殺害することが許されるのは戦争と正当防衛の場合だけであるとし、また「故国のために前線で戦っている兵士」という言葉もしばしば見られる。第三回説教の中でも、エルサレム住民の不作為の例を挙げて、間接的にナチス批判を行っているが、明白なものではなく、象徴的な表現である。

しかしこれらの点から枢機卿の公開説教の意義を低く見るのは、ナチス批判の理論的基礎をある内容に限定しようとするものである。枢機卿の公開説教はドイツ抵抗運動の一環と見ることはできるが、基礎となった思想は必ずしも同じではない。

フォン・ガーレン司教は公開説教の中で、「殺してはならない」という十戒第五戒を、十戒という形で現れる前に、神が人間の良心に彫りこんだ掟だとし、また神はこの掟を、刑法が殺人を刑罰で禁止するずっと前に、人間の良心に書き

こんだとしている。このようにフォン・ガレン司教は、「安楽死」作戦を否定する根拠を、信仰と倫理と実定法の基礎としての自然法に求めている。ここに、信仰と倫理(道徳教説と道徳秩序)と自然法とが一致するという⁽²⁶⁾、カトリック神学の強さがある。

ヒトラー内閣の財務相であったルッツ・フォン・シュヴェリンークロジク伯爵(Lutz Graf von Schwerin-Krosigk)は、次のようにのべている。「司教の説教と告示は、政治的なものを離れているという点で取り扱いがむずかしかった。だれかの責任を問うているわけではないし、人々を抵抗に煽動しているようなこともまったくない。ただキリスト教の立場で罪とされるものを罪だといっているだけだった(泉沢)⁽³³⁾」。この発言は、司教一般についての記載と思われるが、フォン・ガレン司教の説教によくあてはまる(注27)。第二回説教の有名な部分だが、フォン・ガレン司教は、ハンマーとかなしきを例に取り、「ハンマーがかなしきを打つても、かなしきはハンマーを打ち返すことはない。しかしかなしきはハンマーより長く保つ。ただかなしきのように強くあれ、強く耐え忍べ(泉沢)⁽¹⁾」と言っている。

カトリック教会は、ナチスの「安楽死」作戦だけでなく、ひろく安楽死一般に対して否定的見解を持っている⁽³⁰⁾。しかし著者の考えでは、一般の安楽死とナチスの「安楽死」作戦とはまったく内容が異なっている。一般の安楽死は、基本的には「患者の耐えがたい苦痛を救うための処置」と理解されるように、あくまで対象者の利益のために行われるものであり、これに対してナチスの「安楽死」作戦は、対象者の利益どころか、生きる権利までも否定し、いわば精神疾患患者・遺伝性疾患患者を対象としたホロコーストである。この両者は峻別して考えるべきである。著者が「安楽死」作戦と常に括弧つきで書いたのは、この作戦と一般の安楽死とは決して同じでないことを示すためであった。この差は、人の生命を「生きるに値しない」と断定することによって生じたものである。もちろんフォン・ガレン司教の批判がきわめて説得的である基本には、このカトリック倫理における、一般の安楽死までも否定する一貫した論理が働いている。

「生きるに値しない命」という観念は、二重の意味で誤っている。一つは社会ダーウィニズム自身の誤りで、本来人間以外の生物に対して適応されたダーウィンの理論を、人間と人間以外の生物との差を考慮せずに無批判に適応したことにある。人間の社会と動物の社会は、決して同じではない。動物にある種の知能はあっても、人間の社会を構成するいくつかの要素は、動物には見られない。宗教や倫理がその一つであり、自然法・実定法もその一つである。そうしたことを考慮せずに人間のあり方を考えることはできないであろう。もし人間の社会に自然淘汰が起こる可能性があるとなれば、それを防ぐのが人間の智慧であり、それを防ぎうるのが人間の社会の特性である。

宮田光雄は、ナチズムの重要な基本である人種論が、社会ダーウィニズムの立場に立つことを指摘している。³⁰⁾

第二の問題は、人間の生存権という根本的な問題を離れても、フォン・ガーレン司教のいうように、人間の価値はその表面から見た有用性によって決定されるものではないということである。クレーは「安楽死」作戦に関係した多くの証言を集めているが、殺害される患者自身が、また患者の家族が、移送すなわち殺害に抵抗した多くの例が挙げられている。³¹⁾ 患者自身にとって自己の生命は失うことのできないものであり、また不治の精神疾患患者であっても家族にはかけがえのない一員であった。そうした人間の本来の価値、人間が他の人間との関係で持つ価値を、「生きるに値しない命」という概念はまったく無視している。「生きるに値しない命」という言葉が、一人一人の生を真剣に見つめることのない机上の観念に過ぎないことは、その理論的基礎を作った書物の著者の一人ホッヘが、親戚の一人が「安楽死」作戦の対象となつて、初めて「安楽死」作戦に反対するようになったといわれることからも明かである。³²⁾

ビンディング／ホッヘの著作は、一見学問的なのに見えるが、独断と飛躍が多く、討論の基礎となるものではない。一、二の例を挙げる。「第二のグループは、治療不能な知的障害者（注28）からなる。（中略）この人たちには生きようとする意志もなければ、死のうとする意志もない」知的障害者にそうした意志がないとはどうして断定できるのか。先にのべたように、「安楽死」作戦によって移送される患者のある人たちは、必死に移送に抵抗した。「ところが治療不能な

知的障害者からなっており、数としては圧倒的に多い第二グループでは、生を存続させることは社会にとっても、その担い手である本人自身にとってもいかなる価値もないのである」。精神機能が障害されたら、なぜ「生を存続させることがいかなる価値もない」のか。

論文執筆中に、著者は「智恵子抄展」(高村智恵子の紙絵作品など、詩集『智恵子抄』周辺の諸資料を展示した展覧会)¹⁰⁾を見る機会があった。精神分裂症(『智恵子抄』による)にかかり、時には狂騒症状を呈して、ナチス支配下だったら当然「安楽死」作戦の対象になった智恵子の存在が、夫高村光太郎の名作、詩集『智恵子抄』を生み、画家であった智恵子自身も、生涯の最後の一年間に千数百点の紙絵(夫高村光太郎の命名)作品を残したことを考えると、「生きるに値しない命」という言葉がいかに一方的な断定であるかが分かる。

後にフォン・ガレン枢機卿が、枢機卿就任後に故郷ミュンスターでの歓迎式典で行った挨拶は、枢機卿の公開説教の根底にあるものを示していると思われるので、文献を引用する。¹¹⁾

「今までのべて来たように、主なる神は私に力を与えてくださいました。神は私を召され、過ぎ去った日々、口に出すとその人を危険にさらすような事柄を、たびたびはつきりと語ることができる力を与えてくださいました。そして私は、それを語りました。なぜならそれが私の責務であったからです。私は、それを語りました。なぜならそれが、わが国民とわが教区の人々に対して最良の奉仕であると信じたからです。私がそれを語ったのはまた、私が私と私の周囲にいる人々のためにだけ語っているのではなく、神が私を召され、私と共にいてしかもなにも語ることでできない何百、何千の人々のために、語るように命じられたことを知っていたからです(泉沢)」

フォン・ガレン枢機卿にとって、人倫に反しカトリックの信仰に反するナチスの行為は、それ自身悪であり、否定すべきものであって、ナチズムに対する抵抗という形で捉えられるものではなかった。そこにあるのは、より高い立場からの否定・批判である。正しいのは人倫であり信仰であって、ナチスではない。この公開説教が政治思想としてのナ

チス批判でなく、高い倫理基準を根拠としているところに、この説教が持つ限りない力がある。

著者（泉）は長年、ローマ教会すなわちカトリック教会が、異端審問などの形で宗教の自由を犯し、科学の進歩を妨げたと主張してきた。しかしフォン・ガーレン枢機卿の行爲は、カトリック倫理がそのもつとも優れた形をあらわしたもので、その精神をわれわれも学ぶべきものと信ずる。

謝辞

この研究に種々の教示・援助を与えられた、西南学院大学 河島幸夫教授、聖パウルス大聖堂 Friedheim Fichtenkord 氏、Stella Matutina Isolde Listmayer 女史、同 Alex Bächlinger 神父、Collegium Canisianum、ミンンスター市観光局、金沢 C・L・C 書店、金沢市立泉野図書館、同玉川図書館、石川県立図書館に深謝する。

（この論文の要旨は、平成一四年九月、第一〇三回日本医史学会総会で発表した）

注

（注1）ここで公開説教とした原語は *Predigt*（説教）で、また説教は本来公開される性質のものである。しかし日曜ミサで一般の信者に語りかける形で行われたこの説教の性質を示す意味で、あえて公開説教と訳した。ドイツ語の説明文でも、意味は少し違うが *“prangerte in aller Öffentlichkeit an”*（公然と暴露した）⁽¹⁾ となっている。

（注2）河島幸夫によれば、カトリック教会でもルターの二王国論に似た、自己規制が働いていたという。しかし倫理が信仰と一致するというカトリック神学から、信仰が一般大衆の意識から離れて議論されることはなかったといえよう。

またカルヴィニズムの立場にある改革派教会内で、二王国論がどのように理解されていたのか、著者（泉）には知識がない。⁽²⁾（注3）この宣言の主体を、クレー邦訳は「ローマ聖職会」としているが、原文は *das Heilige Offizium in Rom*⁽³⁾、ローマ教皇庁聖省（現在の省）⁽³⁰⁾ である。これは、教皇ピウス十二世の裁定を、教皇庁の執行機関である聖省が伝達したものである。⁽³¹⁾

（注4）ラテン語の意味は「聖体の神秘」だが、内容は「キリストの神秘体としての教会」⁽³²⁾ であるという。この回勅は、一般に原

語のまま呼ばれている。

(注5) ドイツ・カトリック教会が、反ナチあるいは「安楽死」作戦批判で一枚板のように団結していたわけではない。親ナチの司教・司祭もあり、親ナチでなくとも聖職者間に意見の相違もあった。河島幸夫は、ドイツ・カトリック教会の中に、ナチスに対抗する手段として、ベルトラム枢機卿の「申し入れ路線」とフォン・ガールン司教、フォン・プラインジグ司教の「公開抗議路線」との対立があったことを記載している。ナチスの弾圧が福音主義領邦教会に対してよりもカトリック教会に対して激しかったこと、教皇を頂点とする体制の下で、考え方や程度は異なるにしても教皇ピウス十一世とピウス十二世が共に反ナチ・反「安楽死」作戦の立場にあったこと、ドイツ・カトリック教会の指導者層の中にはっきりとした反ナチの思想を持った人たちがいたこと、などがドイツ・カトリック教会が組織としての一体性を保った理由であった。

(注6) Clemens August Graf von Galen の Graf は貴族称号である。その根拠は、先祖が Freiherr (男爵) von Galen と呼ばれたこと、父、叔(伯)父、弟も Graf von Galen の称号を有していたこと、母が Gräfin と呼ばれたことなどである。クレメンス・アウグストがランベルティ教会に着任したとき、司祭館へ家具を運んできた人が「Herr Graf. (伯爵様)」と呼びかけたから、「私はここでは伯爵ではないよ、聖職者だよ」といったというエピソード⁽³¹⁾、ローマで枢機卿に任命されたとき、ローマの民衆が「Il Conte Galen, il Conte Galen」(ガールン伯爵)と敬呼したというエピソード⁽³¹⁾が伝えられている。

論文題名の英訳は、公開説教パンフレット英語版表紙の記載に従って Bishop von Galen of Münster とし、貴族称号をつけなかったが、パンフレット本文中では Clemens August, Count von Galen と書かれている。枢機卿に任命されてからは、枢機卿の方が爵位より上位の地位であるためか、Kardinal von Galen と呼ばれ、Graf は用いない。

(注7) ディンクラゲ城は、現在のオスナブリュック市とオルデンブルク市のほぼ中間で、フェヒタの西南約一五キロにある。(注8) 一七世紀に、フォン・ガールン男爵 (Freiherr von Galen) は、Lippborg というところにあった Haus Assen という城館を入手した。これがフォン・ガールン伯爵家の始まりである⁽³²⁾。一六四一年、司教領主 Ferdinand von Münster (Ferdinand von Bayern と同じ) ⁽³²⁾ 司教在職一六二二—一六五〇) は、ハインリッヒ・フォン・ガールン男爵を、オルデンブルク地域のフェヒタの代官に任命した。一六六七年、ハインリッヒはディンクラゲ城に移った⁽³³⁾。

司教領主クリストフ・ベルンハルト・フォン・ガーレン (Christoph Bernhard von Galen) 司教在職一六五〇—一六七八) は、一族の一員であった⁽³¹⁾。彼は、軍事力をもって一六六一年にミュンスターの支配権を奪い、「大砲僧正」とあだなされた反動的な領主で、商業都市ミュンスターを経済的には没落させたといわれる。

(注6) 枢機卿の母エリザベートの実家は、Reichsgraf von Spee のライン地方出身とされている⁽³²⁾。第一次世界大戦のドイツ海軍の有名な提督に、フォークランド海戦で戦死したドイツ東洋艦隊司令長官、海軍中将フォン・シュペー伯爵 (Vizeadmiral Maximilian Graf von Spee) (一八六一—一九一四) がいる⁽³³⁾⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾。シュペー提督は、上層階級には数少ないカトリック信者で、両親の家はライン地方にあった⁽³⁶⁾。エリザベートは、シュペー提督の一族ではないだろうか。ちなみに、第二次大戦中に南米のモンテビデオ港で自沈した、ドイツのポケット戦艦グラーフ・シュペーの艦名は、シュペー提督からきている。

(注10) フォン・ガーレン枢機卿は、Stella Matutina に一八八九年から一八九四年まで在籍した⁽³⁷⁾。Stella Matutina (暁の星、聖母マリアにちなんだ名称) は、一八五六年にイエズス会によって創設され、初等神学校とギムナジウムを兼ねた全寮制の学校として多くの学生を集めた。一九三八年にナチスによって閉鎖され、一九四六年に再開された。Stella Matutina は、一九七九年に神学校としての使命を終わり、二〇〇二年現在、イエズス会の聖職者宿泊施設になっているが、二〇〇三年に廃止されることが決まっている⁽³⁸⁾。フォン・ガーレン枢機卿が学んだころの建物は一九〇〇年に改築され、それ以前の建物は、一八九〇年に建てられた Dienerhaus (Josefshaus) (非聖職者職員(の)宿舎) だけがフェルトキルヒ市立音楽学校に残っている。また枢機卿が駆け回ったであろう運動場は、現在フェルトキルヒ市立公園となっている。

(注11) 当時ビスマルクとカトリック教会の間の文化闘争 (Kulturkampf) の影響で、イエズス会の高校では大学入学資格が得られなかった。そのため、クレメンス・アウグストはフェヒタの高校で二年間学んだ⁽³⁹⁾。

フォン・ガーレン枢機卿がオーストリアで学生生活を送ったこと自身が、文化闘争、直接には一八七二年七月四日のイエズス会取締法の影響である。この法律によって、イエズス会はドイツ帝国内で活動を禁止され、七七五人のイエズス会士がドイツを去った⁽⁴⁰⁾。イエズス会は、子弟の教育を行う機関をオランダとオーストリアに移した⁽⁴¹⁾。ドイツとスイスを去ったイエズス会士の中に、フェルトキルヒに移り住んだ人たちがいたという⁽⁴²⁾。

も)とも Stella Matutina とフォン・ガーレン伯爵家とは特別の関係にあったようで、卒業生名簿にはフォン・ガーレン伯爵を名乗る生徒十一名の名がある⁽¹⁹⁾。

(注12) ある文献は、インスブルックでフォン・ガーレン枢機卿が学んだのは、イエズス会の神学校 (Collegium) Canisianum としている。この学校は一八五八年、インスブルック市シル街 (Silgasse) に神学生養成施設 (theologisches Konvik) として創設されたが、一九一〇・一一年に (移転?) 改築され、その際、イエズス会の聖人 Petrus Canisianus にちなんで命名された司祭教育施設 (Priesterseminar) となった⁽⁵⁰⁾。現在、シル街には、Collegium Canisianum とは別のイエズス会神学校 (Jesuitenkolleg) があり、両者の関係は著者には明らかにできなかった。フォン・ガーレン枢機卿が学んだとき、Canisianum という名称は使われていなかったのではないかと思われ、また枢機卿は、現在の Collegium Canisianum があるチュルチエンターレル街 (Tschurtschentalerstrasse) ではなく、イエズス会神学校のあるシル街で学んだ⁽⁵¹⁾。

ミュンスターでは、ミュンスター司教区の司祭教育施設 Priesterseminar で学んだとされるが、右記のように、この Priesterseminar という言葉は、一般名であろう。

(注13) 多くの文献で、フォン・ガーレン枢機卿の保守的性格が強調されている。その例証として、実現はしなかったが第一次世界大戦で従軍司祭を志願したこと、ワイマール憲法に批判的な考えを示したこと、ヴェルサイユ条約を非難したこと、ドイツ軍のラインラント進駐を支持したこと、ドイツの第二次世界大戦開戦を支持したことなどが挙げられている。しかしこれらの多くは、ドイツ人一般に共通した意識であり、枢機卿が特別に保守的であったわけではない。たとえば第一次大戦に熱狂したのは、ドイツ全体の空気であったし、ワイマール体制に批判的であったこと、第二次大戦を支持したのは、河島幸夫が詳細に考察しているように、ドイツのキリスト教聖職者に共通していた。枢機卿をカトリック右派とした文献もあれば、これを否定した文献もある。枢機卿が、司教就任の初期からナチスに批判的であったことは、多くの伝記作者が認めている。

(注14) これより先、二月にローマ教皇庁は『二十世紀の神話』を禁書に指定した⁽²⁹⁾。

(注15) 回勅 (ラ・encyclica、ド・Enzyklika、英・encyclic) は、信者の信仰生活を指導するために、ローマ教皇が全カトリック教会に宛てて送る書簡を言う。回勅「燃える憂慮をもって」の正式名称は「ドイツ帝国におけるカトリック教会の状況につ

いて」だが、回勅でしばしば行われる習慣のように、最初の文言「燃える憂慮をもって」で呼ばれる。この回勅作成に参画したのは、教皇庁國務長官パチェリ（後のピウス十二世）、フルダ司教會議議長ベルトラム枢機卿、ミュンヘン大司教ファウルハーベル枢機卿、ケルン大司教シュルテ枢機卿、アイヒシュタット（後にベルリン）司教フォン・プライジング伯爵、ミュンスター司教フォン・ガーレン伯爵で、草案を起草したのはファウルハーベル枢機卿、これに訂正を加えたのが國務長官パチェリ²⁴、²⁶、²⁸、³¹であった。この回勅は、一九三七年三月十四日に発布、三月二二日に各地の教会で礼拝の際に司教、司祭によって朗読され、その後印刷して配布された。ナチスはこの回勅の印刷・配布を禁止し、印刷・配布に従事したものは種々の迫害を受けた。この回勅の研究・邦訳を、河島幸夫が発表している²⁶、²⁸。

〔注16〕『ナチス第三帝国事典』は、フォン・ガーレン司教がヒトラー暗殺計画の発覚に際して逮捕され、ザクセンハウゼン強制収容所に入れられ、一九四五年まで釈放されなかったとするが、他の文献にはこの記載がない。恐らく、フォン・ガーレン司教と年が近く、自身もフォン・ガーレン伯爵の称号を持っていた弟フランツ（国会議員）が逮捕されたことが、誤り伝えられたのであろう。

〔注17〕このとき、ドイツ出身で枢機卿に任命されたのは、フォン・ガーレン司教（ミュンスター）の他に、フリングス大司教（ケルン）、フォン・プライジング司教（ベルリン）（フォン・ガーレン司教の従兄弟）であった。従来の慣習では、ミュンスター、ベルリンの両司教区から枢機卿が選任されることはなかったため、フォン・ガーレン司教とフォン・プライジング司教は、ナチスに対してカトリック教会の立場を守ったことが評価されたのであろうという³¹。

〔注18〕聖ルトガー（七四二—一八〇九、在職八〇五年ごろ）は、カール大帝に任命された初代ミュンスター司教³¹。ミュンスター司教区は、聖ルトガー司教区とも呼ばれる。聖ルトガー礼拝堂は、司教領主クリストフ・ベルンハルト・フォン・ガーレンによって、一六六三年に建設された³¹。

フォン・ガーレン枢機卿が逝去した時、聖パウルス大聖堂は空襲で破壊されていたが、なんらかの経過でここに埋葬されたであろう。その後、大聖堂は再建され、フォン・ガーレン枢機卿の墓も一九八九年に改装された³¹。

フォン・ガーレン枢機卿の墓域礼拝堂は、聖パウルス大聖堂の祭壇のちょうど後ろにある。礼拝堂と呼ばれるが実際は区画

された聖堂の一画で、これに対面してフォン・ガーレン枢機卿の胸像があり、間の床にローマ教皇ヨハネ・パウロ二世がこの墓に詣でたときの言葉「私が今日ミュンスターへ来たのは、この墓に詣で、ここで祈るためである（泉訳）」が彫り込まれている。

墓域礼拝堂の構成とその意義は、文献参照⁽²¹⁾。

(注19) これらの説教が、なぜ司教座のある聖パウルス大聖堂で行われず、ランベルティ教会・聖母教会で行われたのか、またミュンスター司教が日常的にどの教会で説教を行っていたのか、明かにできなかった。

(注20) この説明を行った場所について、公開説教パンフレットには場所の記載がないが、斎藤訳ではテルクテとなっている⁽²⁴⁾。テルクテ (Telgte) は、ミュンスターの東、約十キロメートルのところにある町で、一四世紀に作られた「悲しみの聖母」像があり、クリストフ・ベルンハルト・フォン・ガーレン司教がミュンスター司教区の巡礼地に指定したところである⁽²³⁾。フォン・ガーレン枢機卿は、好んでテルクテを訪れた。恐らくこの地の聖クレメンス教会で、七月六日の説教が行われたのであろう。公開説教パンフレットがこの地名を省略している理由は不明だが、その他にもパンフレットと斎藤訳とは細かな点が異なっている。公開説教本文の原本が数種あつたものと想像される。

(注21) 十戒の数え方には二つの方式があり、「殺してはならない」という戒は、カトリック教会とルター派教会では第五戒に、東方教会と改革派教会では第六戒となる⁽²⁴⁾。フォン・ガーレン司教の公開説教中では、カトリックの方式に従い、第五戒 (das fünfte Gebot) となっている。

(注22) 邦訳にあつてパンフレットにない五行が、削除されている理由は不明である。この部に「祈りましょう、(中略) われらが民族と祖国と總統のために」という文言があるために削除されたものかと考えたが、第一回、第二回の説教では、この文言がそのまま印刷されており、この語句を避けたとは考えられない。強いて差を探すと、第三回説教では、パンフレット本文の最後に祈りが始まっており、「アーメン」という語句で終わっている。これ以後の文言は、典礼上、説教とは別の部分に属するとされたものであろうか。

(注23) このとき、リヒテンベルクの直接の上司にあたるベルリン司教は、フォン・ガーレン司教と同じくナチスに批判的なフォ

ン・プライジング司教であった。このリヒテンベルクの迫害は、フォン・プライジング司教への見せしめという意味が感じられる。これは公開説教後のフォン・ガーレン司教の立場を考えると、参考になろう。

(注24) フォン・ガーレン司教が具体的な処分を受けなかった経緯については、文献の記載は錯綜している。しばしばマルチン・ポルマン(一九〇〇—一九四五) 上級ナチ党員でヒトラーの秘書長、当時はナチ党官房長の職にあった)が処刑を主張したとされるが、クレーはポルマンがむしろ影響を考えたと⁹⁾いう。宣伝省の官僚が処刑を主張したという文献もある。だが処刑を主張したにせよ、慎重論を唱えたのが宣伝相ゲッベルスであり、ヒトラーがこれに賛成したというのが事実らしい。ポルマンの名がしばしば挙げられるのは、ポルマンがとくに教会に対して抑圧的な考えをもっていたことに関連すると考えられる。³⁾

上智大学の品田豊治名誉教授は留学中の体験として、一九三七年、ナチスの禁止命令に抗してミュンスターで全市を挙げて聖体行列が行われ、続く「主たるキリストの休日」にフォン・ガーレン司教が四万人の信者を前にしてナチスの文化政策を批判したことを記載している。翌日、これに対抗してナチスは、ゲッベルス宣伝相を招いて反対集会を開いたが、ミュンスター市民は一人も姿をあらわさなかった。ゲッベルス宣伝相が、フォン・ガーレン司教処刑に反対したのは、このような体験があったからかも知れない。

(注25) ミュンスター司教区内の司教区所属司祭五百六十六名と修道会所属司祭九六名が、家宅捜索から自由剝奪に至る種々の法的迫害を受けた。³³⁾ 司教区所属あるいは司教区勤務の司祭二四人、修道士十三人が強制収容所に送られ、そのうち十名が死亡した。³¹⁾³³⁾

ちなみに、一九二五年のミュンスター司教区のカトリック聖職者数は一五一〇名である。³⁷⁾

(注26) 本文にのべるように、公開説教の中では体制批判というような内容は見られない。しかし公開説教パンフレットが一部を引用している一九三四年の教書、一九三七年のクサンテン(Santen)、低ライン地方の町教会における説教を見ると、フォン・ガーレン枢機卿の、とくに初期の発言の中に、体制それ自身を批判する内容があった可能性がある。このような点は、フォン・ガーレン枢機卿の思想全体、あるいはナチスとドイツ・カトリック教会との関係の詳細に関係することであり、この論文の意図を越える。ここではあくまで公開説教の内容、とくに第三回説教について論ずるとどめる。

(注27) Iserlochは、ナチスに対するドイツ・カトリック教会の対応について批判的な意見を紹介し、このシュヴェリン・クロジク伯爵の発言をかなり政治的な含みをもって引用している。⁽³³⁾しかし著者は、第三回説教の内容を、素直に、そのまま受け取りたい。フォン・ガールン司教は、あだ名の通り直情径行の人で、決して「政治的な」な司教ではなかったし、ナチスの激しい弾圧の下、生命を賭して行われたこの説教に、政治的配慮などは入る余地がなかった。Iserloch自身も、フォン・ガールン司教の公開説教は特別のものと認めている。

(注28) ビンディング／ホッヘ著書の訳者は、この知的障害者に「ここでは狭義の知的障害者と痴呆者とを含む広義」と注釈して、その意味を正しく理解している。⁽²⁰⁾しかし医学的説明としてはやや不十分な気がするので、改めて説明したい。訳者のいうように、ここで「知的障害者」とされているのは、現在知的能力の低下と理解されている痴呆と精神遅滞者だけでなく、より広い精神障害者を意味している。ホッヘは、ここでいう知的障害者を二つのサブグループに分けており、もし原著と別の言葉で表現するならば、一は後天的、二は先天的あるいは周産期などに起こった障害である。一の中には、現在器質的神経疾患とされる麻痺性痴呆や、現在統合失調症(精神分裂病)に含まれる早発性痴呆症を含めている。統合失調症の症状は知的能力の低下でなく、現在早発性痴呆症の病名は使われない。要するにビンディング／ホッヘは、精神機能を厳密に分類して考察せず、種々の機能が障害されているのを一括して、知的障害者としている。これが当時(一九二〇年)の精神医学のレベルと比較してどうなのかは、著者(泉)に知識がない。

参考文献

- (1) Predigten in dunkler Zeit, Domkapitel Münster, 1993 (独文版) / Three sermons in the defiance of Nazis, (英文版)
- (2) Steinbach, P. und Tüchel, J.: Lexikon des Widerstandes 1933-1945, 102/103s, Verlag C.H. Beck, München, 1994
- (3) 河島幸夫『戦争・ナチズム・教会』、新教出版社、一九九四
- (4) W・ニーメラ／G・ハーダー編、雨宮栄一編訳『ナチへの抵抗、ドイツ教会闘争証言集』、日本基督教団出版局、一九七八
- (5) 宮田光雄『ドイツ教会闘争の研究』、創文社、一九八六

- (6) 雨宮栄一『ドイツ教会闘争の展開』、日本基督教団出版局、一九八〇
- (7) 雨宮栄一『ドイツ教会闘争の挫折』、日本基督教団出版局、一九九一
- (8) 新共同訳『聖書』、日本聖書協会、一九九四
- (9) Klee, Ernst: »Euthanasie« im NS-Staat, Fischer Taschenbuch Verlag, 1999. (邦訳) クレー、E 著、松下正明監訳『第三帝国と安楽死』、批評社、一九九九
- (10) Klee, Ernst: Dokumente zur »Euthanasie«, Fischer Taschenbuch Verlag, 2001
- (11) 松下正明「あとがき」右記(9)邦訳
- (12) 小俣和一郎『ナチスもうひとつの大罪、第三帝国とドイツ精神医学』、人文書院、一九九五
- (13) ベンノ・ミュラー＝ヒル著、南光進一訳『ホロコーストの科学(原題：死の科学)』、岩波書店、一九九三
- (14) ヒュー・J・ギャラファ著、長瀬修訳『ナチスドイツと障害者「安楽死」計画』、現代書館、一九九六
- (15) Ch・プロス／G・アリ編、林功三訳『人間の価値』、風行社、一九九三
- (16) 小俣和一郎『精神医学とナチズム』、講談社現代新書、一九九七
- (17) フランツ・ルツイウス著、山下公子訳『灰色のバスがきた』、草思社、一九九一
- (18) 北杜夫『夜と霧の隅で』、新潮文庫、一九九〇
- (19) Frei, Norbert: Medizin und Gesundheitspolitik in der NS-Zeit, Ordenbourg, 1991
- (20) カール＝ビンディング／アルフレート＝ホツへ著、森下直貴／佐野誠訳・著『生きるに値しない命』とは誰のことか、ナチス安楽死思想の原典を読む』、窓社、二〇〇一
- (21) A・ローゼンベルク著、吹田順助訳『二十世紀の神話』、中央公論社、一九三八
- (22) エーバハルト・ベートケ／レナーテ・ベートケ著、宮田光雄・山崎和明訳『ディートリヒ・ボンヘッフアー』、新教出版社、一九九二
- (23) P・G・マックススウェルースチュアート著、高橋正男監修『ローマ教皇歴代誌』、創元社、一九九九

- (24) 小坂井澄『ローマ法王の権力と闘い』、講談社α新書、二〇〇二
- (25) 河島幸夫「ナチスの政權掌握とカトリック教会」『西南学院法学論集』三二巻二、三号、二〇〇〇
- (26) 河島幸夫「ピウス十一世回勅『深き憂慮に満たされて』—原資料の翻訳と解説—」『西南学院法学論集』三三巻一・二・三号、二〇〇一
- (27) 河島幸夫「回勅『深き憂慮に満たされて』の背景と意義」『西南学院法学論集』三四巻二・三号、二〇〇二
- (28) 河島幸夫「ナチズムとカトリック教会—宮田光雄・柳父圀近編『ナチ・ドイツの政治思想』二六七—三〇〇頁、創文堂、二〇〇一
- (29) 河島幸夫「年譜ドイツ政治史とカトリシズム—ナチスの時代を中心に」『西南学院法学論集』三四巻四号、二〇〇二
- (30) 宮川俊行「安楽死と宗教—カトリック倫理の現状」、春秋社、一九八三
- (31) Beaugrand, Günter: Kardinal von Galen, der Löwe von Münster, Ardey-Verlag, Münster, 1996
- (32) Hasenkamp, Gottfried: Der Kardinal, Ascendorf, Münster, 2001
- (33) Iserloch, Erwin: Clemens August von Galen, in Stupperich, Robert (Hg.): Westfälische Lebensbilder, Ascendorf, Münster, 1987
- (34) ペーター・シュタインバッハ／ヨハネス・トゥヘル編、田村光彰他訳『ドイツにおけるナチスへの抵抗1933-1945』二二〇—一三七頁、一三七—一三九頁、現代書館、一九九八
- (35) インゲ・ショル著、内垣啓一訳『白バラは死なず』、未來社、一九六九
- (36) 山下公子「ヒトラー暗殺計画と抵抗運動」、講談社選書メチエ、一九九七
- (37) Hirtten, H.: Deutsche Katholiken 1918-1945, Ferdinand Schöningh, 1992
- (38) The History of the City of Münster, in Neumann, W./Schaepe, R.: Münster, A City Guide, NW-Verlag, Münster, 1998
- (39) 宮田光雄「ナチ・ドイツと言語—ヒトラー演説から民衆の悪夢まで—」三五、九九頁、岩波新書、二〇〇二
- (40) 「智恵子抄展」、北陸中日新聞・石川テレビ放送主催、平成十四年三月二八日—四月七日、金沢市香林坊大和八階ホール

- (41) 高村光太郎『智恵子抄』、日本図書センター、一九九八
- (42) リデル・ハート著、上村達雄訳『第一次世界大戦(上)』一四四―一四五頁、中央公論新社、二〇〇〇
- (43) エドウィン・ホイト著、実松讓訳『壊滅』、フジ出版、一九五一
- (44) リデル・ハート著、上村達雄訳『第二次世界大戦(上)』五九二頁、中央公論新社、一九九八
- (45) Stella Matutina Isolde Listmayer 女史、Alex Böchinger 神父の教示による
- (46) Das Kolleg Stella Matutina, in Stella Hef 11, 1990. Stella Matutina の好意による
- (47) Hartmann, P.C.: Die Jesuiten, 95-100s., Verlag C.H. Beck, München, 2001
- (48) 成瀬治ら編『世界歴史大系 ドイツ史 二』四三一―四三七頁、山川出版社、一九九六
- (49) Zöglinge der Stella Matutina 1856-1906 und Schüler des K.K. Gymnasiums in Feldkirch 1856-1868. Stella Matutina の好意による
- (50) Collegium Canisianum および Jesuitenkolleg の銘板による
- (51) Collegium Canisianum の教示による
- (52) 『新カトリック大事典 二』研究社、一九九八
- (53) ジェームズ・テラー著、吉田八岑監訳『ナチス第三帝国事典』、三交社、一九九三
- (54) 『旧約新約聖書大事典』、教文館、一九八九
- (55) 品田豊治『ミュンスターの樅の木』『ソフィア』三六巻二五四―五六頁、一九八七

附 ナチス「安楽死」作戦批判の説教邦訳

ミュンスター司教クレメンス・アウグスト・フォン・ガーレン伯爵
一九四一年八月三日、ランベルティ教会(ドイツ・ミュンスター)

残念ながらみなさんにお伝えしなければなりません。ゲシュタポは、カトリック修道会を破壊しようとする戦いを今週も続け

ています。七月三〇日の水曜日、ゲシュタポは、以前ミュンスター司教区に属していた、ケンペン郡ミュールハウゼンにある聖母修道女会の地区センターを占拠し、ここは廃止されたのだと宣言しました。修道女たちの多くはこの司教区の出身ですが、大部分の人が追放され、さらに同じ日のうちに郡を離れなければなりません。信頼のおける情報では、七月三一日水曜日、ハムにあるヒルトルツプ伝道修道院も、同じようにゲシュタポによって占拠され、接収されたということです。そこに所属した神父たちは、追い出されました。

私は、前に七月二三日にこoranベルティ教会で、イエズス会士とクラリツサ女子修道会士のミュンスターからの追放について、はつきりと申しました。これらの修道院にいた人たちは、だれも非行や犯罪を犯したわけではありません。裁判所から起訴されたわけでもなければ、まして有罪と判決されたわけでもありません。私が聞いたところでは、今ミュンスターで、これらの修道会士、なかでもイエズス会士が、法律に違反した犯罪行為のために、それどころか国家反逆罪のために、起訴され、有罪とされたというわさが広がっているようです。私は断言します。これはドイツ国民、私たちの兄弟姉妹に対する卑劣な中傷であり、私たちは決して許すことはできません。証人の前でこのような主張をあえてしたある若者に対して、私はすでに検事長に刑事告発を行いました。私は、この青年ができるだけ早く責任を追及され、私たちの裁判所が、まったく非難されるところのないドイツ国民が所有物を奪われた上に名誉まで奪われようとするのを敢えてした中傷者の責任を追及し、処罰する勇氣を持っているものと期待します。私は、この説教を聞いている全部のみなさんに、さらに公正な市民のみなさんに、お願いしたい。今日から後、あなたがたの面前で、ミュンスターから追放された修道会士に対してそのような誣告がなされた場合には、直ちに誣告を行った人とそこに居合わせた証人の名前と住所を確認していただきたい。私は、ここミュンスターに、そのような民族共同体を害する誣告を法的に明かにすることに、自分自身と名前と、必要な場合には宣誓をもって、公に関与して協力する勇氣がある人たちがいると信じます。私は、みなさんにこのことをお願いしたい。もしみなさんの前で、私たちの修道会士に対するそのような誣告がなされたならば、直ちに神父あるいは司教事務所へ報告し、記録を作成して下さい。私は、わが修道会士の名誉に対して、わがカトリック教会の名誉に対して、さらにわがドイツ国民と私たちの都市ミュンスターの名誉に対して、検事長に刑事告発を行って、犯罪構成事実を法的に明かにし、私たちの修道士たちを卑劣に中傷した者を処罰させる責任があります。

(聖霊降臨祭後の第九日曜日の聖句、「エルサレムに近づき、都が見えたとき、イエスはその都のために泣いて…」(ルカ伝一九

章四一節―四七節）を読み上げた後に）

教区民のみなさん！ 今日の日曜ミサの聖句が私たちに告げているのは、心を打つ出来事です。イエスが泣くのです！ 神の子が泣くのです！ 人が泣くのは、痛みを感じて、身体の痛みか、心の痛みを感じて泣くのです。このとき、イエスは、身体の痛みはありませんでした。それでもイエスは泣いたのです。この、誰よりも強い人が泣いたのは、どんなにか魂の痛み、心の苦しみが大きかったことでしょう。イエスは、なぜ泣いたのでしょうか。イエスはエルサレムのために、神聖な、イエスにはとても大切な神の都、ユダヤの民の首都のために、泣いたのです。イエスは、エルサレムの住民のために、彼の同胞のために、イエスの全知だけが知りえた、イエスの神の正義によってあらかじめ定められた裁きを、避けることができたのに、人々が知ろうとしなかったから泣いたのです。「お前も平和への道をわきまえていたら…」。なぜエルサレムの人々はそれを知ろうとしなかったのでしょうか？ この少し前に、イエスは言われました「エルサレム、エルサレム。めん鳥が雛を羽の下に集めるように、私はお前の子らへ何度集めようとしたことか。だが、お前たちは応じようとしなかった」（ルカ伝一三章三四節）

お前たちは応じようとしなかった。お前たちの王であり、お前たちの神である私、その私が望んだのに！ だがお前たちは応じようとしなかった。雛はめん鳥の羽の下に隠れ、庇護され、守られて、めん鳥は雛を暖め、養い、保護するのだ。そのように私も、お前たちを守り、庇護し、すべての災難から守ろうとした。私は、そう望んだ。だがお前たちは応じようとしなかった！

それだからイエスは泣くのです。それだからこの強い人が泣くのです、それだから神が泣くのです。おろかさに対して、不正に対して、応じようとしなかった罪に対して。そして人々が応じなかったために起こった災い、イエスの全知だけが予見し、人が神の掟、良心が警告するものすべて、神の友、最良の父の慈愛に満ちた誘いのすべてを受け入れず、応じなかったならば、イエスの正義が定める災い、に泣いたのです。「もしこの日に、お前も平和への道をわきまえていたならば…」。だがお前たちは応じようとしなかった。もし人が自分の意志を神の意志に対抗させようとするならば、それは恐ろしい、今まで聞いたことのない、不正と破滅への道です。私は望んだ。だがお前たちは応じようとしなかった。だから、イエスはエルサレムのために泣くのです。

キリスト教信者のみなさん！ 今年七月六日にドイツの全部のカトリック教会で読み上げられた、一九四一年六月二六日付けのドイツ司教団共同教書は、なかでもこのようにのべています。「カトリック教会の倫理によれば、それを守ることがあまりに大きな困難を伴う場合、守ることを義務づけられない、実際の掟が確かにある。しかしまた、だれの力によってもそれから逃れるこ

とのできない、たとえ命をかけても守らなければならない神聖な良心の義務がある。決して、どのような状況にあっても、戦争と法に定められた正当防衛の場合を除いて、無辜の人を殺害してはならない」。私は、七月六日のその時、この共同教書の文言に、次のような説明を付け加えました。

「ここ数ヶ月来、私たちは、精神疾患患者の治療・介護施設から、ベルリンからの指令によって、長い間病気で治る見こみの少ない収容者が強制的に連れ去られるという報告を受けています。その後まもなく、決まって家族は、患者が亡くなって遺体は火葬された、遺灰は交付することができると通知を受け取ります。人々の間には、精神疾患患者のこのような多数の思いがけない死亡例は、自然に起こったものでなく、意図的に行われたものだという、ほぼ確実な疑いが広がっています。そのようなことが行われるのは、いわゆる『生きるに値しない命』は消滅させてもよい、だから罪のない人を、その生命が民族と国家に有用でないと考えたら殺害してもよいと主張する、教説に従っているのだというのです。無辜の人の殺害を正当化し、労働能力を失った廃疾者、身体障害者、不治の病人、老衰した人、の暴力的殺害をまったく自由に行われるようにする、恐るべき教説です」。

私が確実な情報を得たところでは、現在、ウエストフール州の治療・介護施設においても、そのような、いわゆる「非生産的」国民として移送され、短期間の間に生命を奪われようとしている患者さんのリストが、すでに作られているとのこと。ミユンスターのマリエンタル精神病院からは、今週中に第一回の移送が行われました。

同胞のみなさん！ 帝国内刑法第二二一条の「人を意図的に殺害するものは、その殺害を計画的に行った場合には、殺人罪として死刑に処せられる」と定めた条文は、今でも法的効力を持っているのです。恐らく、気の毒な人たち、私たちの家族の一員、を意図的に殺害するものをこの法律の条文から守るために、死に運命付けられた患者さんたちは、故郷から遠く離れた施設へ移送されるのです。それから、死因としてなにかの病名が挙げられます。遺体がすぐ火葬されてしまうので、家族も刑事警察も、これらの病気が本当にあったのか、本当の死因がなんだったのか、後になって確かめようがないのです。

しかし次のことは確実に言えます。帝国内務省も帝国医師総監コンテイ博士の事務所も、実際にすでにドイツ国内で多数の精神疾患患者が意図的に殺害され、将来も殺害されるだろうということを隠しませんでした。

帝国内刑法第一三九条は、「生命を奪う犯罪を行う意図について確実な情報入手しながら、そのことを適切な時期に当局あるいは被害をうけるべき人に通報しないものは、罰せられる」とあります。

私は、マリエンタールから、殺害する目的で患者さんが移送されるという計画を知ったものですから、七月二八日にミュンスター地方裁判所の検事局とミュンスターの警察本部長に、つぎの内容を書留で届け出ました。

「私が得た情報では、今週中に（七月三一日と聞きます）、ミュンスターの州立マリエンタール精神病院から多くの患者がいわゆる「非生産的」国民としてアイヒベルクの病院へ送られ、そこでまもなく、他の施設へ送られた後に起こったと一般に信じられているように、計画的に殺害されようとしています。そのような行為は、神と自然の倫理に反するだけでなく、帝国刑法第二二一条に従って、殺人として死刑をもって罰せられるべきことであり、私は帝国刑法第一三九条に規定された法的義務に従って報告し、貴官が直ちに行動を起こして、危険にさらされた同胞を移送と殺害をめざした状況から保護し、且つ取られた処置を私にお知らせ下さるようお願いいたします」。

検事局あるいは警察が断固とした行動にでたという報告は、来ませんでした。

私は、先に七月二六日に、施設を管轄し、患者さんの介護と治療に責任がある、ウエストフアールレン州の州庁に文書で強い抗議を申し入れました。それは、まったく役に立ちませんでした。罪のない、死に定められた人たちの最初の移送は、マリエンタールですでに始まっていたのです。また私の聞いたところでは、ワルシュタイン病院からは、すでに八〇〇人の患者さんが移送されました。

こうなると私たちは、気の毒な、抵抗するすべもない患者さんたちが、遅かれ早かれ殺害されるのだと考えざるを得ません。なぜなのでしょう？ この人たちは死に値するような罪を犯したわけではありません。お世話する人、看護する人に襲いかかって、その結果、職員が自分の生命をまもるために、正当防衛で患者さんに暴力で対抗する他なかったというのでもありません。この場合は、戦争で武装した敵を殺害することと並んで、暴力によって人を死に至らしめた場合もやむをえないとされ、その必要がまれでなく起こった例です。

いいえ、そうではないのです。この不幸な患者さんたちはそうした理由から命を奪われるものではありません。そうではなく、どこかの官庁の判断で、なにかの委員会の裁定で、「生きるに値しない」とされたから、裁定で「非生産的」国民に属するとされたから、なのです。判断は下ります。「彼らは、もうなにも有用なものを作り出すことができな。彼らは、もう動かなくなった古い機械のようなものだ。彼らは、不具になって治らない馬のようなものだ。彼らは、乳を出さなくなった雌牛のようなものだ」。

そんな古い機械はどうされるでしょうか？ 機械ならスクラップにされるでしょう。不具の馬はどうされるでしょうか？ そんな乳を出さなくなった家畜は？

いいえ、私はこんな比較を終わりでやろうとは思いません。このような比較の正当性や説得力がどんなに恐ろしいものであってもです。

ここで問題にしているのは、決して機械ではありません。馬や牛でもありません。機械や馬や牛ならば、それは人間に役立つため、人間に有用なものを作り出すためにあるのでしょうか。そういう働きがなくなったら、機械をこわしてもいいでしょう、馬や牛を屠殺してもいいでしょう。違います。ここでは人間、私たちの同胞、私たちの兄弟姉妹のことを言っているのです。気の毒な人たち、病気の人たち、私のためにも作ることはできない人たち。ですがこの人たちは、それだからといって生きる権利を失ったのでしょうか？ あなたたちも私も、なにかを作り出すことができる間だけ、他の人たちから生産的な人間と認められる間だけ、生きる権利があるのでしょうか？

もし私たちが、「非生産的な」同胞を殺してもよいという原則を採用し、実行したなら、私たちみんな、年を取って老衰したときはなんと悲惨なことでしょう。もし「非生産的な」同胞を殺してもよいというなら、生産過程で、その力と健康な四肢を提供し、犠牲に捧げ、失った廃疾者は、なんと悲惨なことでしょう。もし「非生産的な」同胞を暴力的に排除してもよいというなら、重傷の戦傷者として、身体障害者として、廃疾者として故郷に帰還する勇敢な兵士たちはなんと悲惨なことでしょう！

もし一度、人が「非生産的な」同胞を殺害する権利があると認めるならば、そしてそれをまず第一に、気の毒な、抵抗することのできない精神疾患患者に適応するならば、それは根本的には、すべての、なにかを作り出すことのできない人たち、つまり不治の病人、労働が出来ない身体障害者、労働および戦傷廃疾者の殺害です。そうなると私たちのだれも、高齢・老衰で「非生産的」になったとき、自由に殺害されることになります。その場合は、精神疾患患者での経験を、他の「非生産的な」人々に拡大し、不治の肺疾患患者、老衰した人たち、労働で廃疾となった人たち、重傷の戦傷者に適応するという、秘密の指令を出しさえすればいいのです。そうなったら、私たちの誰の命も安全ではありません。なにかの委員会が私たちのだれかを「非生産的」のリストに載せる、そうするとその判定によって、私たちは「生きるに値しない」存在になるのです。その場合は、警察も私たちを守ることが出来ません。裁判所も殺害を罰し、殺人者にしかるべき罰を与えることができません。では医者に命をまかせられるでしょ

うか？ 恐らく、医者は患者さんを「非生産的」と報告し、患者さんを殺せという指令を受け取るでしょう。このような恐ろしい教説が受け入れられ、採用され、実行されるなら、どのような人倫の荒廃が起こるか、どんな相互不信が広く家族の中に入りにこむか、想像もつかないほどです。主がシナイ山で雷鳴といわずまの下で教えられた十戒の一つ「殺してはならない」、それは創造者である神が、人間の始まりから人間の良心に書きこまれたことなのですが、それがただ踏み越えられるだけでなく、この踏み越えが受け入れられ、罰を受けることもなしに実行されるなら、人間は、私たちドイツ国民は、なんと悲惨なことなのでしょうか。私は今起こっているひとつの例を挙げたいと思います。マリエンタール病院に五五歳くらいの男性がいました。ミュンスター地方のある村の出身の農夫です。名前を挙げることもできません。この人は数年間精神を病んでいて、マリエンタールの州立精神病院に入院していました。病気が非常に重かったわけではありません。お見舞いに来てもらうこともできましたし、患者さんもご家族が来られるととても喜びました。二週間ほど前、奥さんと、息子さんの一人が、この人は兵士として前線で勤務していて、ちょうど休暇で帰ってきたところだったのですが、お見舞いに行きました。息子さんは、病気のお父さんをととても大切に思っていて、別れはつらいものでした。この息子さんがまた帰ってきて、お父さんにふたたび会えるかどうか、だれにも分かりません。息子さんは、ドイツ国民のための戦いで命を落すかも知れないからです。この息子さん、兵士である息子さんは、恐らくこの世ではお父さんに二度と会えないでしょう。なぜならこのお父さんは、その時から、「非生産的人間」のリストにのせられているからです。親戚の人が、今週このお父さんをマリエンタール病院にお見舞いに行こうとしましたが、国家防衛のための中央からの命令によって、すでに他へ移されたといつて、断られました。どこへ移ったのかと聞いても、教えてくれませんでした。ご家族は、数日中に通知を受け取るでしょう。

どんな通知だというのですか？ 今度も、他の場合と同じではないでしょうか。患者さんが亡くなったということ、遺体は火葬され、遺灰は費用を負担すれば交付することができるという通知です。その時には、兵士である息子さん、野戦にあってドイツ国民のために命をささげている息子さんは、この世で二度とお父さんに会うことができないのです。ドイツ国民が、故国でお父さんの命を奪ったからです！

今申したことは間違いありません。病気のお父さん、奥さん、兵士である息子さんの名前をいうことも出来ずし、どこに住んでいるかということもできません。「殺してはならない」。神はこの掟を、刑法が殺人を刑罰でもって禁止するずっと前に、検事局と裁

判所が殺人を訴追し処罰するずっと前に、人間の良心に書きこまれました。弟アベルを殺したカインは、国家と裁判所ができるずっと前から、「殺人者」でした。そしてカインは、良心の訴えに突き動かされて、告白します。「私の罪は重すぎて負いきれません。……私に出会うものはだれであれ、私を殺すでしょう」(創世記、四章一三節)

「殺してはならない」。この神の掟を、生と死を定める権利をお持ちの唯一の主は、世の初めから人の心にお書きになったのです。聖書の中で私たちに示されているように、私たちが子どもとき公教要理から学んだように、神がイスラエルの子たちにシナイ山で、簡潔に石に刻まれた短い文で掟を示された、そのずっと前にです。

「私は主、あなたの神」。このように、この侵すことの出来ない掟、十戒は始まっています。「あなたは私をおいてほかに神があつてはならない」。唯一の、この世界を越えた、全能の、全知の、限りなく神聖で正しい神が、この掟を私たちに告げられたのです、私たちの創造主、未来の裁き手である神が。私たちがへの愛から、神はこれらの掟を私たちの心に書きこまれ、その掟を私たちに告げられたのです。なぜならこれらの掟は、私たちの、神によって作られた心性の要求と一致し、理性を持ち、神のみ心にかない、救いをもたらす、神聖な人間の生と共同体の生の、変えることのできない規範だからです。

私たちの父である神は、これらの掟によって、めん鳥が雛を翼の下に集めるように、神の子どもである私たちを集められます。私たちが人間が、これらの命令、これらの招き、これらの神のよびかけに従うならば、雛がめん鳥の翼の下で守られるように、私たちは庇護され、守られ、災いから防がれ、差し迫った破滅からまぬかれさせられるのです。

「エルサレム、エルサレム、めん鳥が雛を羽の下に集めるように、私はお前の子らを何度集めようとしたことか。だが、お前たちは応じようとしなかった」。このことが、私たちの祖国ドイツ、私たちの故郷ウエストファーレン州、私たちの町ミュンスターで、また新しく起ころうとしているのでしょうか？ ドイツではどんなことが起こっているのでしょうか、ここ、神の掟に従順に従おうとする私たちのもとで、どんなことが起こっているのでしょうか？

第八戒は、「隣人に関して偽証してはならない」です。何回も何回もこの掟が、あつかましく、しかも公然と破られているのです！

第七戒は、「盗んではならない」です。カトリック教会に属する兄弟姉妹の所有物を勝手に理由もなく没収するような行為の後で、いったいだれの所有物が安全だといえるのでしょうか？ これらの不当に押収された所有物が、返却されないというのなら、

だれの所有物が保護されているのでしょうか。

第六戒は、「姦淫してはならない」です。

この間姿を消したルドルフ・ヘスの、どの新聞にも掲載された、自由性交と婚外出産についての悪名高い公開書簡が明かにした、指令と確約について考えてみてください。そうでなくともこの点について、ここミュンスターでも、恥知らずで下品な行為のことを、読み、見、知ることができません。なんと恥知らずな服装を、若いものたちは着慣れてしまっているのでしょうか。将来離婚する準備のようなものです！ なぜならそれは、純潔の防壁となるべき羞恥心を破壊してしまっているからです。

いま、第五戒「殺してはならない」も無視され、法秩序と人々の生命を守る責任がある立場の人たちの目の前で、踏み越えられてしまっています。なぜなら、病気だとはいつても、なにも罪のない同胞を、ただ「非生産的」だからといって、もうなにも有用なものを生産する力がないからといって、意図的に殺害することが破廉恥にも行われているからです。

両親と目上の人に対する尊敬と服従を定めた、第四戒を守ることにしてはどうでしょうか？ 両親の権威という立場は、すでにずつと落ち込んでおり、いくら若者を両親の意思に従わせようとしても、状況が悪くなるばかりです。もしなによりも高い権威による戒律、神の掟が続けて踏みやぶられ、それどころか唯一に真なる神、天と地の主への信仰が挑戦され、さらにそれを否定しようとするなら、国家の最高機関に向かって心からの畏敬の念と誠実な服従とを持ちつづけることができるでしょうか？

十戒最初の三条の戒律を守ることは、もうずつと前からドイツで、またミュンスターで、公然と破られて来ました。なんとたびたび、日曜と主の祭日が汚され、神への奉仕が奪われてきたことでしょうか。どんなに、神の名が乱用され、神聖がきずつけられ、冒瀆されてきたことでしょうか！

そして第一の戒律は、「あなたには、わたしをおいてほかに神があつてはならない」です。唯一に真なる、永遠の神の代りに、人は、ほしのままに偶像を作り出し、それをあがめるのです。自然とか、国家とか、民族とか、人種とか。そして、その神だというものが、実際には、聖パウロの言葉を借りれば、「腹で」あつたり（フィリピの信徒への手紙、三章一九節）、すべてを、名譽と良心さえも犠牲にした自己の安逸な生活であつたり、感覚の喜びであつたり、金銭の渴望であつたり、権力欲であつたりする場合、なんと多いことか！ その時、人は神の権限に属することさえ自分のものにしようと、同胞の生と死までも支配しようとするのです。

イエスがエルサレムに近づき、都が見えたとき、イエスはエルサレムのために泣いていわれました。「もしこの日に、お前も平和への道をわきまえていたなら……。しかしお前には見えない。やがて時が来て、お前とお前の子らを地にたたきつけ、お前の中の石を残らず崩してしまおう。それは神の訪れてくださる時をわきまえなかつたからである」。

その時イエスは、肉体の眼では、エルサレムの城壁と塔だけを見ておられました。しかし神の全知は、エルサレムの町と住民が内面ではどのようなになっているか、深く見極め、知っておられたのです。「エルサレム、めん鳥が雛を羽の下に集めるように、私はお前の子らを何度集めようとしたことか。だがお前たちは応じようとしなかつた」。イエスの心を痛め、眼から涙をながさせたのは、大きな苦しみだったのです。私はお前たちの最善を望んだ。だがお前たちは応じようとしなかつた！

イエスは、この応じようとしなかつたことに、罪に満ちた、恐ろしい、犯罪的な、破壊へ導く道を見ました。矮小な人間、弱い力の被造物が、自分の本来神に作られた意志を、神の意志に對置しようとするのです！ エルサレムとその住民、選ばれた、秀でた善の民が、その意志を神の意志に對置しようとするのです！ おろかにも、犯罪的にも、神の意志にそむくのです！ ですからイエスは、恐ろしい罪と避けられない罰に對して泣くのです。神は、エルサレムの民をあざ笑うようなことはおさせになりません！

ミュンスターのキリスト教信者のみなさん！ 神の子は、その全知を通して、その時ただエルサレムとその民のことだけを見たのでしょうか？ イエスは、エルサレムのためにだけ、泣いたのでしょうか？ イスラエルの民が、神が父の思いやりと母の愛で包み、守り、自らへ引き寄せられた唯一の民なののでしょうか？ そして応じようとしなかつたのは？ 神の真理に背を向け、神の掟を捨て、そのようにして破壊へ急いだのは？ イエスは、全知の神は、その時、私たちドイツ国民も、私たちのウエストファーレンの地も、私たちのミュンスターの土地も、低ライン地方も、見られたのではないのでしょうか？ 私たちのために、ミュンスターのために泣いたのでは？ 二千年来、イエスは、私たちの父祖と私たちに、真理を教え、その掟で導き、その恩寵で養い、めん鳥が雛を羽の下に集めるように、私たちを集めてくれました。その時、全知の神の子は、予見されなかつたのでしょうか？ 私たちの時代、私たちにも、この言葉を告げなければならぬことを。「お前たちは応じようとしなかつた。見よ、お前たちの家は見捨てられる」。もしそうになったら、なんと恐ろしいことでしょうか？

信者のみなさん！ まだ時間があります、だがこれが最後です。私たちが、この日このときに、私たちを平和へ導くもの、それ

だけが私たちを救い、神の裁きから守ることができず、神に啓示された真理を受け入れ、生涯を通じて信仰を守るのは。私たちが神の掟を生活の規範とし、「罪を犯すより死を」という言葉を真とするのは！ 私たちが、祈りと誠実な悔い改めにおいて、私たちへ、私たちの町へ、私たちの土地へ、そして我が愛するドイツ国民へ、神の赦しとあわれみが下ることをお願いするのは！ しかしながら、続けて神の裁きに逆らおうとするものを、私たちの信仰を汚すものを、神の掟を見下すものを、私たちの若者をキリスト教から遠ざけ、私たちの修道士たちから所有物を奪い追ったものを、それに、罪のない人たち、私たちの兄弟姉妹を死に渡したものを、それらのものとは、私たちはすべての親しい交わりを避け、私たちと私たちの仲間・家族はその影響から遠ざかり、それによって神に背いた考えと行いとに汚されず、それによって私たちは同じ罪を犯すことなく、それによって、恩知らずの町エルサレムのように神の意志を受け入れなかったすべての人の上に、正しい神が定められ下される、神の裁きを受け入れることになるのです。神よ、今日、手遅れになる前に、私たちみんなに平和への道をわきまさえさせてください！ イエスの聖なる心よ、あなたは人の驕慢に、人の罪業に、悲しみのあまりに涙されました。あなたの恩寵をもって私たちをお助けください、私たちが常にあなたのみ心になうよう努め、あなたのみ心に背くことを捨て去り、それによってあなたの愛にとどまり、魂の安息を見出すことができますように。アーメン

(介護老人保健施設 陽翠の里)

“Euthanasia” Operation by Nazis on Patients with Psychiatric or Hereditary Diseases, and Bishop von Galen of Münster

Hyonosuke IZUMI

In so-called “euthanasia” operations, Nazis murdered patients with psychiatric or hereditary diseases in large numbers. Psychiatric patients in Germany were sent to six institutions, where they were deprived of their lives in gas chambers. In his sermon delivered on 3rd August, 1941, at St Lambert’s Church in Münster, Bishop von Galen of Münster intensely condemned this cruel operation in public. Quoting the fifth commandment, “Thou shall not kill”, he said it was sinful to kill innocent people on account of their unproductiveness. By the influence of this brave sermon, Hitler had to order the closure of the institutions, though the “euthanasia” operation itself was secretly continued.